

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成24年3月29日(2012.3.29)

【公表番号】特表2011-515148(P2011-515148A)

【公表日】平成23年5月19日(2011.5.19)

【年通号数】公開・登録公報2011-020

【出願番号】特願2011-500831(P2011-500831)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/44 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/44

【手続補正書】

【提出日】平成24年2月10日(2012.2.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

脊椎インプラントにおいて、

互いに反対側の上端と下端との間を長手方向軸に沿ってのびるスペーサー部材を備えており、前記上端と前記下端はそれぞれ、使用時に、脊椎運動体節の上棘突起と下棘突起の隣接する一方を受け入れる構造であり、前記スペーサー部材は、後面及び前記後面と向かい合う前面を含んでおり、前記後面及び前記前面は、前記上端と前記下端との間をのびるとともに、使用時に、それぞれが後方及び前方に面するよう構成され且つ配置され、前記スペーサー部材は、使用時に、前記上棘突起と前記下棘突起との間に前記上棘突起及び前記下棘突起と支持係合状態に配置されるような構造を有する少なくとも第1部分及び第2部分を有する本体を含んでおり、前記第1部分及び前記第2部分は、互いに異なる可撓性を有しており、前記第1部分が前記前面に隣接して配置されるとともに前記第2部分が前記後面に隣接して配置されて前記脊椎インプラントの前面と後面との間に可撓性の非対称性を提供する、脊椎インプラント。

【請求項2】

前記第1部分は第1の材料を含んでおり、前記第2部分は、前記第1の材料より可撓性に富む第2の材料を含んでいる、請求項1に記載のインプラント。

【請求項3】

前記可撓特性は、弾性係数に関係しており、前記第2部分は、前記第1部分より小さい弾性係数を有している、請求項1に記載のインプラント。

【請求項4】

前記上端と前記下端のそれぞれは、前記上棘突起と前記下棘突起のそれぞれ一方を受け入れる寸法と形状の凹部分を含んでおり、前記凹部分は、前記棘突起の側面に係合するため、前記上面と前記下面からのびている一対のアームの間に配置されている、請求項3に記載のインプラント。

【請求項5】

前記本体は、前記凹部分に隣接して配置されている第3部分を更に含んでおり、前記第3部分は、前記上棘突起と前記下棘突起が前記凹部分に押し当てて支承されたとき、前記上棘突起と前記下棘突起に沿う構造である、請求項4に記載のインプラント。

【請求項6】

前記インプラントからのがれていて、前記本体に係合されている少なくとも1つの係留紐を更に備えており、前記係留紐は、前記上棘突起と前記下棘突起の一方に係合させることができる、請求項1に記載のインプラント。

【請求項7】

前記少なくとも1つの係留紐は、前記第1部分を通ってのがれており、前記第1部分は、前記第2部分より剛性に富んでいる、請求項6に記載のインプラント。

【請求項8】

前記第1部分は、前記本体の互いに反対側の面の間を、前記上端と前記下端の間の方向に横向きに貫通してのびる少なくとも1つの穴を含んでおり、前記少なくとも1つの係留紐は、前記少なくとも1つの穴を通ってのがれている、請求項7に記載のインプラント。

【請求項9】

前記本体の前記第1部分を、前記第1穴に隣接して前記第1穴に平行に貫く第2穴を更に備えている、請求項8に記載のインプラント。

【請求項10】

前記第2穴を通ってのがれる第2の係留紐を更に備えており、前記第2の係留紐は、前記上棘突起と前記下棘突起の他方に係合させることができる、請求項9に記載のインプラント。

【請求項11】

前記少なくとも1つの係留紐は、前記本体の前記第2部分を通ってのがれており、前記第2部分は、前記第1部分より剛性に劣り、少なくとも部分的に前記第1部分に取り囲まれている、請求項6に記載のインプラント。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

本願発明によれば、請求項1に係る脊椎インプラントが提供される。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

当該脊椎インプラントの追加の特徴は、従属項に記載される。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本願発明による脊椎インプラントの実施例は、添付の図面を参照しながら後述される。しかしながら、その実施例は、ほんの一例に過ぎない。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

上記図面に関して、以下に説明する。